

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成24年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置											
一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成19年度)に対して、7%削減する。	(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	一般管理費の削減状況	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	業務経費の効率化状況	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		評価項目に記載された各種支援事業における経費の節約を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ・平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。	給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組む、その検証結果及び取組状況を公表する。	国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その結果及び取組状況を公表したか。	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)による。「随意契約見直し計画」(平成19年12月)を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>・契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとする。 一般競争入札等の実施においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置された「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを更に徹底して行う。 なお、「1者応札・1者応募」に対しては、公告期間の十分な確保、参加資格の要件緩和などを内容とする「1者応札・1者応募にかか改善方策」(平成21年6月)に基づいて、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。</p>	<p>随意契約等見直し計画(平成22年3月)に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行っているか。</p>	実施	—	—	未実施					
		<p>随意契約によることができる場合の要件を明確に定めているか。</p>	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		<p>一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか。</p>	設定	—	—	未設定					
		<p>指名競争入札限度額を国と同様の基準としているか。</p>	国と同様	—	—	国と同様ではない					
		<p>予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同様の基準としているか。</p>	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		<p>総合評価方式や複数年契約等契約方法に関する規定について、会計規程等において明確に定めているか。</p>	設定	—	—	未設定					
		<p>総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか。</p>	整備	—	—	未整備					
		<p>審査体制は適切に整備されているか。</p>	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		<p>執行及び審査については、それぞれの役割に応じた事務を適切に実施しているか。</p>	同上								
		<p>事務の実施状況について継続的に検証を行っているか。</p>	同上								
<p>審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか。</p>	同上										

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		監事及び会計監査人による 監査において、入札・契約の 適正な実施についてチェック を受けたか。	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考	
			A	B	C	D			指標	項目		
内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。	・内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得るとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容や、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を部内連絡会議等の機会を捉えて職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続きコンプライアンスの徹底を図る。	コンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。									
		財務諸表監査の枠内におけるおいて、会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容を聴取し、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容を職員に対し周知し、必要な対応を検討したか。	同上				修正意見採用					
		理事長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。	同上									
		理事長は、協会のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。	同上									
		理事長は、協会のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。 また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。	同上									
		理事長は、協会の内部統制の現状を適切に把握しているか。 また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	同上									
		理事長によるマネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか。	同上									
		アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行いその結果を次期アクションプラン及び予算等へ反映しているか。	同上									
		監事監査において、理事長のマネジメントについて検証を行うとともに、把握した改善点等について、理事長及び関係役員に対する報告をしているか。	同上									

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	・引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。	決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置											
(1) 国民世論の啓発											
<p>① 北方領土返還要求運動の推進 幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多くの都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況(派遣講師等を通じて把握)等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。</p>	<p>(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 (ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間100回以上に保たれるよう適切な支援を行う。</p> <p>また、これらの事業の実施による効果を、事業の実施件数、事業内容の充実状況、国民の参加数等の状況、参加者の反応状況等の指標により、適切に把握するよう努めるとともに、啓発事業の効果を把握するための指標については、参加者へのアンケートを通じてその内容の検討を進める。啓発事業の効果を把握するための指標についても引き続き検討する。</p> <p>(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図っているか。 →23年度に実施済み</p> <p>法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>									
		支援事業の合計回数	100以上	90~99	80~89	79未満					
		助成の支援条件は妥当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		助成の審査は厳格に行われたか。	同上								
		啓発事業の効果について、各事業実施団体から、具体的な指標を明示した報告を受けたか。	同上								
					<p>事業の効果を把握するための指標の具体的検討状況参加者等へのアンケートを通じてその内容の検討を進め、一定の結論を得たか。</p> <p>同上</p>						
	講師派遣実績	計画どおり	—	—	計画を下回る						

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	推進委員の配置人数は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
各機関の連携は緊密に行われたか。		同上									
推進委員制度を活用し情報共有をした効果がみられるか。		同上									
	(イ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定) ○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック) ○ 北連協代表者会議	各会議の開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る					
会議の目的を達成することができたか。		法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。									
	(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。 (i) 標語募集 (ii) 啓発カレンダーの作成 (iii) 啓発懸垂幕の掲出 (iv) その他啓発効果の高い掲示物による啓発の設置等	標語募集事業の実施状況	同上								
啓発カレンダー作成事業の実施状況		同上									
啓発懸垂幕の掲出事業の実施状況		同上									
その他啓発効果の高い掲示物の設置等事業の実施状況		同上									

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(カ) 北方領土問題に関する昨今の情勢に鑑み、国民世論の一層の啓発を図る必要があることを踏まえ、国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための「北方領土ふれあい広場」(仮称)、内閣府と共同で、「北方領土返還要求全国キャンペーン」を実施する。	「北方領土返還要求全国キャンペーン」全国北方領土啓発イベント「今が」、知るとき。ちゃんと、北方領土。」は予定通り実施されたか。	実施	—	—	未実施					
		効果的に事業を展開するに当たり、必要な工夫・改善を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		「北方領土返還要求全国キャンペーン」全国北方領土啓発イベント「今が」、知るとき。ちゃんと、北方領土。」は国民世論の一層の啓発に効果的であったか。	同上								
		イベントの参加者数	同上								
		参加者アンケートの結果(北方領土問題に関心を持ったとする回答の割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		県民会議等の反応状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。	(キ) 根室地域の啓発施設のうち、北方館(根室市)及び羅臼国後展望塔(羅臼町)の両施設については、北方館(根室市)及び別海北方展望塔(別海町)の両施設については、施設の維持及びバリアフリー等の観点から必要な整備を行う。また、根室管内に設置されている啓発施設について、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設備整備等設備等の整備を行う。また、別海北方展望塔(別海町)羅臼国後展望塔(羅臼町)を含めた3つの啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。	意見箱の意見結果(有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満			
北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。										
来館者からの具体的な改善要望の把握状況	同上										
改善要望に対する対応状況	同上										

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。	② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。 従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する意見等を踏まえ、 参加者同士が意見交換をする時間の拡充など 内容の充実に努める。 各事業の参加者に対しては、アンケート又は報告書を提出させ、各事業に対する意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。 ○ 北方少年交流事業(対象:北方領土元居住者の3世等/7月) ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 ○ 北方領土問題青少年現地研修会(対象:中学生、高校生/8月・根室市) ○ 北方領土問題教育指導者現地研修会(対象:中学校社会科担当教諭等/8月・根室市) ○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市) ○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市) ○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回) ○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト(対象:中学生) ○ 北方領土青少年等啓発列車(仮称) ○ 副教材ソフトの作成 ○ デジタルライブラリーの構築に向けた元島民に対するインタビュー映像の作成をはじめとした各種コンテンツの作成(内閣府と共同実施)	各種研修事業の実施	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		各種研修の内容・方法は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		前年度事業への意見等を踏まえた改善・プログラム充実が図られたか。	同上								
		事業の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケート又は報告書の提出を受けたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		各種研修のアンケートの結果	有意義だったとの回答割合								
		○ 青少年現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		○ 教育指導者現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		○ 北方領土ゼミナール	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		○ 北方領土青少年等啓発列車	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		スピーチコンテスト、副教材ソフト、啓発映像制作の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資料及び学習教材集の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。	教育者会議の設置の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		設立済みの会議への支援状況及び内容は有益であったか。	同上								
		教育者会議全国会議の開催	実施	—	—	未実施					
		会議開催の効果	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		参加者へのアンケート結果 (有意義だったとの回答割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
(ウ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。		事業への支援状況及び内容は有益であったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
③ わかりやすい情報の提供 刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。	③ わかりやすい情報の提供 北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等を行う。	パンフレット等の啓発用資料、資料の提供方法・内容は工夫されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		協会ホームページの更新	月1回以上	—	—	月1回未満					
		協会ホームページの充実状況 インターネットを活用した積極的な情報発信の状況 教育者及び青少年向けの自主学習等に役立つ情報の発信状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
			同上								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(2) 北方四島との交流事業											
① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。	(2) 北方四島との交流事業 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、 関係当局と調整の上 、アンケートによる意見の聴取に努める。	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、交流事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得たか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		① 試験運航の実施 相互交流事業の安定的な実施に支障のないよう、後継船舶の就航に伴う試験運航を関係者のみで実施する。	試験運航の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。							
		②④ 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。	交流事業の目的に沿った実施状況	同上							
			訪問・受入事業参加者からの意見募集実施状況	同上							
			訪問事業参加者から聴取した意見の把握状況	同上							
			訪問事業参加者から聴取した意見の反映状況	同上							
② 専門家交流 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	③② 専門家の派遣 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。	専門家派遣の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		教育専門家から提出を受けた報告書の把握状況	同上								
		日本語講師派遣のカリキュラムの見直し、改善状況	同上								
		日本語講師から報告書の提出を受け、報告会を予定通り開催したか。	開催	—	—	未開催					
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告会であったか。	同上								
④③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、	協議は予定通り実施されたか。	実施	—	—	未実施						

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	特に柱となる対話集会等事業の在り方について実施関係団体等による協議を行う。	次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、協議の内容の分析・活用は適切に行われているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成20年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成24年度を目途として長期備船に係る本契約を締結する。	(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)及び北方四島交流事業等関係府省等推進協議会の方針に基づき締結した協定書に従い、協定書を締結した事業者と備船及び運航委託契約を締結する。平成24年度供用に向けて後継船舶の調達に関する業務を進め、今年度においては、落札した事業者及び造船会社において、基本設計に基づく詳細設計など建造工事の起工に向けての各種準備及びそれらに基づく建造作業が実施されることになるので、これら一連の準備及び建造作業が計画とおり実施されているかを「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」の意見等を踏まえ、必要に応じ事業者に対する適切な指導を行う。 <small>また、船名の公表を妨げずして、建造作</small>	後継船舶の確保に向けた業務の進捗状況 後継船舶に関する協定書を締結した事業者と備船及び運航委託契約を締結したか。	実施	—	—	未実施					
		船名の公表内容	同上								
(3) 北方領土問題等に関する調査研究											
北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。 その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。 なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。	(4) 北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。また、選定したテーマ及び公表したレポートについて、返還要求運動関係者等へのアンケートを通じて効果を検証し、より分かりやすいレポート等の作成に努める。 その他、また、有識者の意見等を収集し、運動関係者に提供し、効果的に活用する。 なお、国際シンポジウムについては、開催することとする。	選定テーマに基づく有識者のレポートの公表状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		公表レポートについての返還要求運動関係者等へのアンケートの実施結果及び効果等の検証状況とそれに基づく見直しの状況	同上								
		実施した事業について、事後の実施効果等の検証状況とそれに基づく見直しの状況 国際シンポジウムの実施状況及びその効果	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(4)元島民等の援護											
① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。	(5)元島民等に対する必要な援護等に関する事項 ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。 特に、元島民後継者の組織化・活性化を図るため、「後継者活動委員会(仮称)」の設置等、元島民後継者の活動について支援する。	「北方地域元居住者研修・交流会」の開催	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		研修・交流会の開催により望ましい効果を得られたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する適切な支援の内容	同上								
		元島民後継者の活動に対する支援の内容	同上								
(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	(イ) 元島民等により構成される団体が、これまでに収集保存した戦前の貴重な北方領土の写真と自由訪問、北方墓参等の機会に撮影した現在の北方領土の写真との移り変わりを中心に編集したCD-ROMや啓発パネルを作成する事業に対し支援を行う。 (イ) 元島民等により構成される団体がこれまで収集保存してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報発信を行う「北方領土関連資料情報発信事業」に対し支援を行う。	これまでに収集保存した資料等の編集及び保存等に対する支援の内容 「北方領土関連資料情報発信事業」に対する適切な支援の内容	同上								
② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。	② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。 その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。	自由訪問の実施状況	同上								
		今後の事業に資する報告書の提出を受けたか。	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業											
<p>「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のよう努める。</p> <p>① 融資制度の周知 融資の内容及び手続き等並びに平成20年4月1日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。</p>	<p>(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>① 貸付限度額等の一部見直し 融資事業の一層の効果的な実施を図るため、平成23年4月1日より、以下の見直しを行う。</p> <p>(ア)住宅改良資金、住宅新築資金及び土地取得資金を統合し、住宅資金とする。</p> <p>(イ)漁業設備資金、農林設備資金及び住宅資金について限度額を引き上げる。</p> <p>(ウ)住宅資金の所要額に占める貸付可能割合の上限を引き上げる。</p> <p>(エ)融資資格の承継要件のひとつである承継者及び被承継者間の生計維持関係の認定基準を緩和する。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、業務の効率化を図っているか。</p>	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
	<p>①② 融資制度の周知 融資対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。</p> <p>・平成23年4月の貸付限度額変更及び生前承継認定基準改正等の内容1日から実施する貸付限度額等の見直し内容をはじめとする融資内容及び手続きの方法について</p>	<p>融資制度の見直しの実施状況</p>	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
	<p>・生前承継及び同制度を補完する死後承継について また、承継手続きができる可能性の高い世帯に特に留意し、手続きを</p>	<p>説明・相談会は予定通り実施されたか。</p>	計画どおり	—	—	計画を下回る					
	<p>・生前承継及び同制度を補完する死後承継について また、承継手続きができる可能性の高い世帯に特に留意し、手続きを</p>	<p>説明・相談会には昨年度の実績と比して十分な人数が参加したか。</p>	法人から説明等を受け、分科会委員への協議により判定する。								
<p>② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。</p>	<p>②③ 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。</p> <p>○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌)</p> <p>○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</p>	<p>会議の開催実績</p>	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		<p>関係金融機関との連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。</p>	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>③リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p> <p>また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。 ・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。 ・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。 	<p>③④ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、昨年度から導入した個人信用情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。</p> <p>(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の2224年度末平均比率2.993.00%以下に抑制する。</p> <p>(イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。</p> <p>(エ) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p>	借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ審査を行っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		信用リスクの管理が的確に行われているか。	同上								
		時効で消滅した債権はないか。	無	—	—	有					
		破綻先債権の管理は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		左記項目(ア)について リスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)が全国預金取扱金融機関2224年度末平均比率2.993.00%以下に抑制されているか(経済全般の状況も勘案して評価する。)	達成	—	—	未達成					
		近年のリスク管理債権比率の推移を踏まえた抑制に向けた対策が適切にとられているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		左記項目(イ)について 更生・生活資金のリスク管理債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超					
		左記項目(ウ)について 連帯債務契約の締結が達成目標通りの水準になるなど、修学資金の債権保全の強化がなされたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		左記項目(エ)について 住宅資金(うち増改築等)のリスク管理債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超					
		個人情報の適切な管理の取組状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
④⑤ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し、理解を深めてもらうため融資業務研	融資業務研修会開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る						

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	研修会を開催する。	研修会開催による参加者の理解度	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画											
別紙	別紙	予算、収支計画、資金計画どおりにより事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		流動資産の管理・運用について、資金運用計画等は策定されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		流動資産の管理・運用について、適切に資金は管理されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
4. 短期借入金の限度額											
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		短期借入金の金額は適正か。	同上								
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	同上								
		短期借入金の金額は適正か。	同上								
5. 重要な財産の処分等に関する計画											
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差し入れ先の選定は妥当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		担保の提供方法は妥当か。	同上								
		低利な資金調達が可能となっているか。	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
6. 剰余金の使途											
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金の使途は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項											
(1) 施設及び設備に関する計画											
下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	該当なし 下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	北方領土啓発施設の整備状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
(2) 人事に関する計画											
① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首より1名削減するものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 18人 2) 期末の常勤職員数 17人 (参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】990百万円(非常勤役員報酬を除く)	職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。	職員の適性に応じた人員配置	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		職員の各種研修会への派遣	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								